

2013年 OP級関西選手権

帆走指示書

- 1 規則
 - 1.1 本レガッタには、『セーリング競技規則』に定義された規則が適用される。
 - 1.2 規則 61.1(a)を次のとおり変更する。

「抗議しようとする艇は、フィニッシュ後直ちにフィニッシュ・ラインに位置するレース委員会艇に被抗議艇を伝えなければならない。」を追加する。
 - 1.3 規則 40 及び第 4 章の前文を次のとおり変更する。

(a)規則 40 の最初の文章を削除し、「衣服を一時的に追加したり脱いだりする場合を除き、各競技者は、クラス規則 4.2(a)に従って、個人用浮揚用具を水上にいる間は常に適切に着用しなければならない。」と置き換える。

(b)第 4 章の前文の「第 4 章の規則は、」の後に「指示 1.3 (a) によって修正された規則 40 を除き、」を追加する。
- 2 競技者への通告

競技者への通告は、和歌山セーリングセンター「クラブハウス」玄関に設置された公式掲示板に掲示する。
- 3 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の最初のレース予告信号予定時刻の 60 分前までに掲示する。ただし、レース日程の変更は、発効する前日の 18:00 までに掲示する。
- 4 陸上で発する信号
 - 4.1 陸上で発する信号は、和歌山セーリングセンター「クラブハウス」前に設置されたフラッグポールに掲揚する。
 - 4.2 音響 1 声と共に掲揚される D 旗は、「予告信号は、D 旗の掲揚後 30 分以降に発する。艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。
 - 4.3 D 旗が掲揚されない場合、その日のレースまたは次のスタート時刻が延期されていることを意味する。
- 5 レース日程
 - 5.1 レース日程

6 月 1 日(土)	08:30~09:20	大会受付
	09:20	開会式・艇長会議
	10:25	最初のクラスの1日目第1レースの予告信号 引き続きレースを行う。

6月2日(日) 09:25 最初のクラスの 2日目最初のレースの予告信号
引き続きレースを行う。
16:00(予定) 表彰式

5.2 レース数

本大会は7レースを予定し、1日に行われる最大のレース数は4レースである。

5.3 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に音響1声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。

5.5 レガッタの最終日には、14:00より後に予告信号を発しない。

6 クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

クラス	旗
OP	OPクラス旗

7 レース・エリア

添付1にレース・エリアの位置を示す。

8 コース

8.1 添付2の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

8.2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9 マーク

9.1 マーク1、2、および3P、3Sはオレンジ色の三角錐形ブイとする。

9.2 指示12.1に規定する新しいマークは赤色の三角錐形ブイとする。

9.3 スタート・マークはスターボードの端にあるレース委員会の信号艇とポートの端にオレンジ色の球型ブイとする。

9.4 フィニッシュ・マークはスターボードの端にあるレース委員会の信号艇とポートの端にあるオレンジ色の球型ブイとする。

9.5 コースのレグの変更の信号を発するレース委員会艇は、指示12.2で規定されるマークである。

10 ※ブランク

- 11 スタート
- 11.1 スタート・ラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のスタート・マークのコース側との間とする。
- 11.2 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・エリアを回避しなければならない。
- 11.3 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに『スタートしなかった』と記録される。これは規則 A4 を変更している。
- 11.4 U 旗が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の 1 分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。
- 艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。ただし、レースが再スタートまたは再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合には、失格とはされない。これは規則 26 を変更している。
- 12 コースの次のレグの変更
- 12.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。
- 12.2 ゲートを除いて艇は、次のレグの変更の信号を発しているレース委員会艇と近くのマークとの間を、マークをポートに、レース委員会艇をスターボードに見て通過しなければならない。これは、規則 28 を変更している。
- 13 フィニッシュ
- 13.1 フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールと、ポートの端のフィニッシュ・マークのコース側の間とする。
- 14 ペナルティー方式
- 14.1 付則 P が指示 14.2 により変更されて適用される。
- 14.2 規則 P2.3 は適用されず、規則 P2.2 を『2 回目以降のペナルティーに適用される』と変更する。
- 15 タイム・リミットとターゲットタイム
- 15.1 タイム・リミットとターゲットタイムは、次の通りとする。
- マーク 1 のタイム・リミット 20 分

ターゲットタイム 40分

マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過しなかった場合には、レースを中止する。目標時開通りとならなくても、救済の根拠とはならない。

これは、規則 62.1(a)を変更している。

- 15.2 先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後 15 以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった』と記録される。この項は、規則 35、A4、A5 を変更している。
- 16 抗議と救済要求
- 16.1 抗議書は、和歌山セーリングセンター「クラブハウス」にあるレース・オフィスで入手できる。抗議および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内にレース・オフィスに提出されなければならない。
- 16.2 抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。
- 16.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 15 分以内に通告を掲示する。
審問は和歌山セーリングセンター「旧艇庫 2 階」にあるプロテスト・ルームにて掲示した時刻に始められる。
- 16.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則 61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。
- 16.5 指示 14 に基づき規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、掲示される。
- 16.6 指示 4.2、11.2、18、19、23、24、および 27 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は、規則 60.1(a)を変更している。指示 18 の違反を除くこれらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。
- 16.7 レースを行う最終日では、審問再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
(a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
(b) 要求する当事者がその当日に判決を通告された後 30 分以内。
この項は、規則 66 を変更している。
- 16.8 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 30 分以内に提出されなければならない。これは、規則 62.2 を変更している。

- 17 得点
- 17.1 シリーズが成立するためには、1 レースを完了することを必要とする。
- 17.2 4 レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。
- 17.3 指示 18 に違反した艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、確定順位+3 点の得点を与える。ただし、その艇は「フィニッシュしなかった艇」より悪い得点を与えられることはない。これは規則 63.1、付則 A4、A5 を変更している。なお、引き続きレースが行われた場合には、指示 18.1 の手続きで出艇申告の誤りについてはその直後のレースに、帰着申告の誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。
- 18 安全規定
- 18.1 出艇申告と帰着申告は、和歌山セーリングセンター「クラブハウス」に設置された申告所に出艇・帰着申告用紙に競技者がサインすることで行われる。帰着申告は帆走指示書 16.2 に規定される抗議締切時刻までに行わなければならない。
- 18.2 レースの中止または延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合、指示 18.1 に従い再度、出艇申告を行わなければならない。
- 18.3 レースからリタイアする艇および引き続き行われるレースに出走しない艇は、できるだけ早くレース委員会に伝え、すみやかにレース・エリアを離れなければならない。リタイアしてハーバーに帰着する艇は、帰着後ただちに指示 18.1 に従って帰着申告を行わなければならない。
- 19 装備の交換
- 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会に、その委員会に行わなければならない。
- 20 装備と計測のチェック
- 艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。
- 21 ※ブランク
- 22 運営艇
- 運営艇の標識は、次のとおりとし、それぞれの艇に標識旗を掲揚する。
レース委員会艇 白地に赤の「RC」文字旗

プロテスト委員会艇	白地に赤の「JURY」文字旗
レスキュー艇	白地に赤の「RESCUE」文字旗
報道艇	白地に赤の「PRESS」文字旗

23 支援艇

23.1 支援艇は次の要件を満たす場合にのみ使用が認められる。

- (a) 所定の申請用紙を提出すること
- (b) 乗艇者数が2名以上で定員の半数を超えないこと

23.2 チーム・リーダー、コーチその他の支援要員は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの約100m以上外側にいなければならない。

23.3 支援艇は、海上ではレース委員会の用意する「ピンク旗」の標識を付けなければならない。

23.4 レース委員会はすべてのレース委員会艇に「ピンク旗」を掲揚し、すべての支援艇に対し救助の要請を行う場合がある。支援艇はレース委員会艇またはレスキュー艇の指示に従い、救助の支援を行わなければならない。
この場合、レース・エリア内に入ることが許可されるが、救助の支援以外の活動は行ってはならない。

24 ごみの処分

ごみは、支援艇または大会運営艇に渡してもよい。

25、26 ※ブランク

27 無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は、無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用される。

28 賞

OP各クラス1～3位を表彰する。

29 責任の否認

このレガッタの競技者は、自分自身の責任で参加する。規則4[レースすることの決定]参照。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

添付1 レース・エリア

和歌浦湾内で、下記図のイロハニ及びa b c d e fの各ポイントに囲まれた海域とする。

レース海域A

(イ点からニ点に囲まれた海域)

イ点：基点から 350 度 1900m、 ロ点：イ点から 270 度 3400m

ハ点：ロ点から 180 度 2700m、 ニ点：ハ点から 90 度 3400m

レース海域B

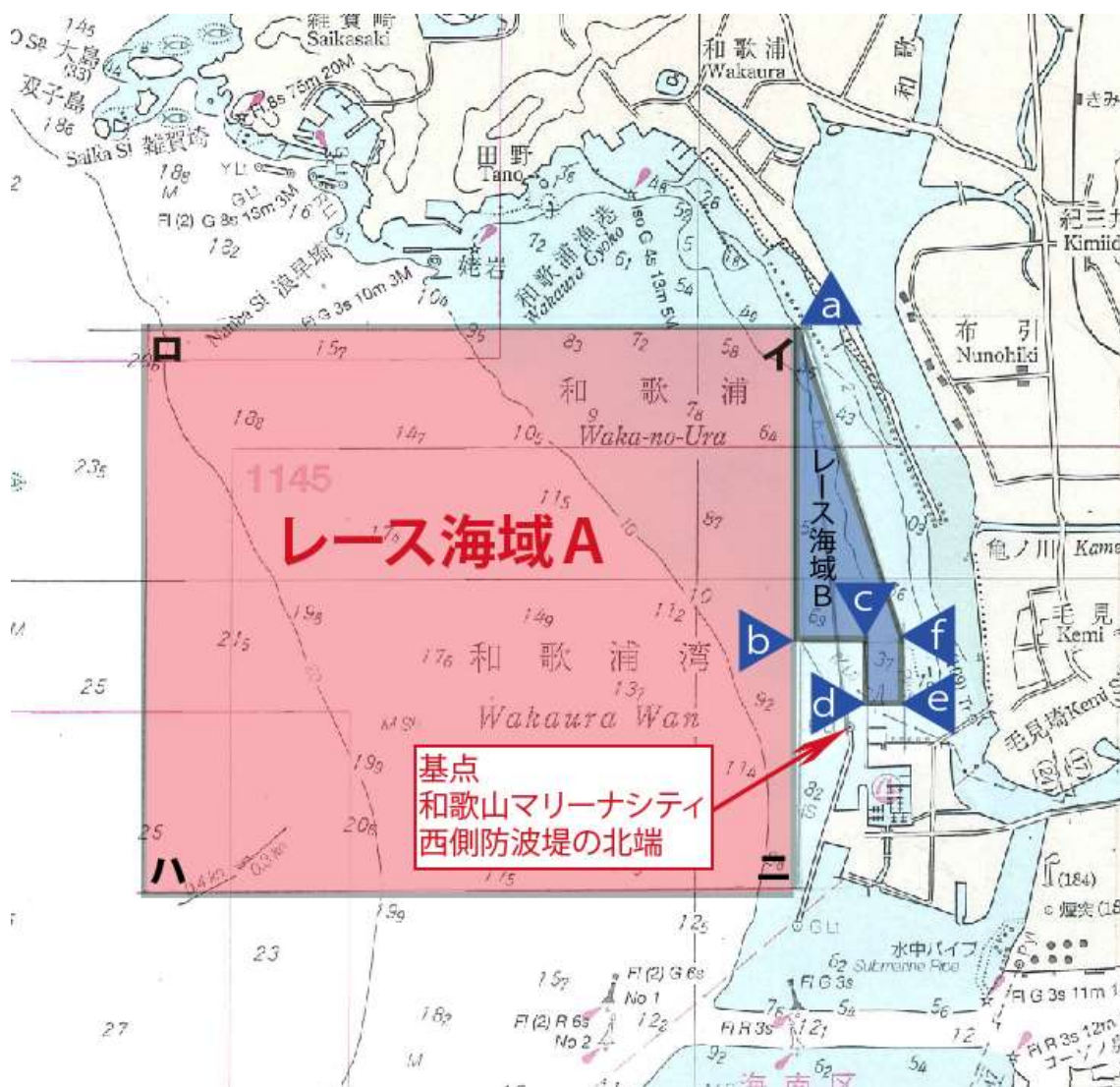
(a点からf点に囲まれた海域)

a点：基点から 350 度 1900m、 b点：a点から 180 度 1400m

c点：b点から 90 度 400m、 d点：c点から 180 度 400m

e点：d点から 90 度 100m、 f点：e点から 0 度 400m

なお方位は真方位です。



添付2 レース・コース

コース スタート→①→②→③S・③P→フィニッシュ

角度はおおよそ。

レース中、支援艇は救済時以外、
各コースから100m以上離れること

